

↳ 雇用保険料率の改正

Q : 雇用保険料の取扱いが変わったようですが、どのようになったのですか？

A : 4月1日から一般保険料額表が廃止され、賃金に一定の料率を乗じて雇用保険料を計算することとなりました。

【解説】

今回の改正は、実は平成15年5月1日に行われたものなのですが、平成17年3月31日までは暫定的に改正前の適用が認められるという取扱いになっていましたので、実際には、この4月1日からの適用となります。

内容的には、①雇用保険料の一般保険料額表が廃止され、②雇用保険料率の引き上げというものですが、この改正は源泉所得税の計算にも影響しますので注意してください。

具体的には、4月1日以後に支払う給与、賞与等には次の保険料率を乗じて保険料を計算することになります。

- ・ 土木、建築等の事業
22.5/1000 (被保険者は9/1000)
- ・ 園芸サービス事業を除く農林の事業等
21.5/1000 (被保険者は9/1000)
- ・ 上記以外の事業
19.5/1000 (被保険者は8/1000)

なお、取扱いが改正されることに伴い、パソコンのプログラム等を変更するということが生じるかもしれませんが、この費用は、法改正に伴って行うものですから、プログラムの機能等を向上させない限り、その費用は、修繕費等として処理することができます。

